

**令和5年第1回三重県議会定例会  
総務地域連携デジタル社会推進常任委員会 提出資料**

◎所管事項

1 令和4年度行財政改革取組について	1
2 今後の知事公舎にかかる対応方針について	9
3 自動車税種別割への地方税共通納税システムの導入について	11
4 審議会等の審議状況について	14

令和5年3月10日  
総務部

## ◎所管事項

### 1 令和4年度行財政改革取組について

行財政改革の取組については、「強じんな美し国ビジョンみえ」の基本理念である「強じんで多様な魅力あふれる『美し国』」の実現に向けて、「仕事の進め方改革の推進」「コンプライアンスの推進」「持続可能な行財政基盤の確立」を3つの柱として、取り組んでいるところです。

令和4年度の実績見込みについて、別表のとおり取りまとめました。

#### 1 主な取組の状況

##### (1) 仕事の進め方改革の推進

###### ① DXの推進による質の高い業務遂行（別表 番号1）

（デジタルコミュニケーション等の推進）

デジタル技術を活用した業務プロセス改革や府内におけるデジタルコミュニケーション<sup>※1</sup>を推進するため、ビジネスチャットの実証を進めるとともに、その成果を踏まえて、デジタルコミュニケーションのあり方について検討を行い、令和5年度から取り組む「県庁DXステップアップ・チャレンジ」<sup>※2</sup>を取りまとめました。

今後は、DX推進基盤で整備されるビジネスチャット等のコミュニケーションツールや業務改善ツールを活用し、デジタルコミュニケーションや業務プロセス改革を進めていきます。

※1 ビジネスチャットやWeb会議などにより、情報収集・発信、共有、意思決定を行うこと

※2 情報の共有化や意思決定の迅速化を図るなど、より効率的・効果的な仕事の進め方や職員の働き方等を変えることを目的とするプロジェクト

（DX人材の育成）

県庁におけるDXを支える人材の確保・育成を推進するため、各所属でデジタルツールの活用をサポートするデジタル活用推進員や、新規採用職員から新任所属長までの各階層を対象としたDXに関するe-ラーニング研修に取り組むとともに、DX推進スペシャリスト養成講座を実施しました。

引き続き、研修内容の充実を図り、県庁DXを支えるDX人材の育成を推進していきます。

## ②未来を切り開くため積極果敢に挑戦する人材育成と能力が発揮できる組織風土づくり（別表 番号2）

（「三重県職員人づくり基本方針」をふまえた人材育成）

複雑・多様化した行政課題や県民ニーズに対応できる人材の育成を図るため、「三重県職員人づくり基本方針」をふまえた重点的な取組※にかかる研修を実施しました。

引き続き、基本方針をふまえた人材の育成に取り組んでいきます。

※ 重点的な取組

- 面談の「質」の向上・コミュニケーションの充実
- マネジメント能力向上に向けた役割と研修
- 「挑戦する風土・学習する組織」に向けた研修

（業務改善の取組）

業務改善に意欲的に挑戦する組織風土づくりを進めるため、県職員が日々、実践している改善・改革の取組を発表する場である「MIE職員力アワード」で出された優良事例について、様々な機会を通じて、水平展開を図りました。また、若手職員等を対象とした業務改善にかかる研修等を実施しました。

業務改善の取組は、幅広い年齢層や様々な職種の職員が積極的に取り組むことが重要であることから、業務改善に必要な知識や意識の醸成を図るための研修を実施し、業務の削減・見直しに積極的に取り組みます。また、引き続き、「MIE職員力アワード」の開催等を通じて、業務改善に意欲的に挑戦する組織風土づくりを進めます。

## （2）コンプライアンスの推進

### ③コンプライアンス意識の向上（別表 番号3）

（コンプライアンスの推進）

コンプライアンス意識の向上を図るため、各部局等の総務担当課長等で構成するコンプライアンス推進会議を開催し、事例の検証や再発防止に向けた意見交換を行いました。

依然として、不適切な事務処理などの事案が見られることから、今後も引き続き、コンプライアンス推進会議の開催や各所属でのミーティングの実施など、再発防止に向けた取組を進めます。

#### ④組織として的確に業務を進める仕組みの徹底（別表 番号4）

##### (内部統制制度)

業務のリスクを認識し、そのリスクに備えることで、事務の適正な執行を確保することを目的とする内部統制制度について、令和3年度の評価を実施し、評価報告書をとりまとめ、県議会へ報告しました。また、内部統制制度をより適切に運用するため、庁内ワーキンググループにおいて、運用方法の見直しを検討しました。

内部統制制度をより適切に運用するとともに、より実効性のある制度となるよう、継続的にブラッシュアップを行っていきます。

##### (業務に関する専門知識の向上)

職務に必要な「能力」などを習得できるよう研修を実施しました。また、新任班長に対し、班長としての職責の理解促進や、組織運営能力の向上等を目的とした研修を実施しました。

引き続き、業務に関する専門知識の向上に資する研修を行っていきます。

### (3) 持続可能な行財政基盤の確立

#### ⑤新たな課題等に対応できる組織体制の整備（別表 番号5）

##### (効果的・効率的な組織体制の整備)

諸課題に迅速かつ的確に対応できる効果的・効率的な組織体制の整備を図るため、令和5年度に向け、部局の編成を含めた本庁組織の見直しを検討しました。

引き続き、県政を取り巻く新たな課題や、複雑かつ多様化する行政課題に対し、迅速かつ的確に対応するため、検証を不断に行い、より一層効果的・効率的な組織体制の整備を図ります。

#### ⑥県財政の基盤強化（別表 番号6）

##### (県財政の基盤強化)

持続可能な財政運営の確保に向けて、経常的な歳出の抑制を図るとともに、市町及び三重地方税管理回収機構と連携した滞納整理対策の促進による県税収入の確保や、未利用財産の積極的な売却、クラウドファンディングの活用等による歳入確保策の推進など、歳入歳出両面における取組を進めました。

引き続き、経常的な歳出の抑制と多様な歳入の確保に努め、県財政の基盤強化を図ります。

## 2 今後の対応方針

年次計画に掲げた取組については、順調に進捗していますが、DXの推進や、業務改善の取組、コンプライアンス意識の向上、内部統制制度の適切な運用などに不断に取り組んでいく必要があります。

「強じんな美し国ビジョンみえ」の基本理念の実現に向けて、これまでの行財政改革取組から後退することなく積極果敢に取り組めるよう、引き続き適切に進行管理を行っていきます。

## 令和4年度 行財政改革取組 取組実績(見込み)

別表

番号	具体的取組	取組事項	年次計画	令和4年度取組実績(見込み)	取組状況と課題、今後の方向性	主担当課
1	DXの推進による質の高い業務遂行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術を活用した業務プロセス改革や庁内におけるデジタルコミュニケーションの推進</li> <li>・テレワークなど職員の多様で柔軟な働き方を実現するためのデジタルツールの整備・運用</li> <li>・質の高い行政サービスを実現するための情報通信基盤の整備</li> <li>・県庁におけるDXを支える人材の確保・育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DX推進基盤整備に合わせたデジタルコミュニケーションのあり方検討(4月～)</li> <li>・一人一台PCを利用したペーパレス会議の推進(4月～)</li> <li>・WEB会議の推進(4月～)</li> <li>・ビジネスチャットの実証(4月～)</li> <li>・RPA及びAI-OCRの活用などによる業務効率化の推進(4月～)</li> <li>・在宅勤務システム、モバイルワークシステム、WEB会議システムの運用(4月～)</li> <li>・DX推進基盤整備に合わせたテレワークのあり方検討(4月～)</li> <li>・DX推進基盤の調達(4月～)整備(9月～)</li> <li>・電子署名、電子納付に対応した電子申請・届出システムへの更新(4月～)</li> <li>・DX人材育成方針に基づいた研修プログラムの実施(4月～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DX推進基盤整備に合わせたデジタルコミュニケーションのあり方検討(4月～)</li> <li>・総合庁舎等への無線LANの設置(4月～)、運用開始(10月～)</li> <li>・WEB会議システムの操作研修(6月～、9回(1月末時点))</li> <li>・ビジネスチャットの実証(4月～、66所属で試行)</li> <li>・RPA及びAI-OCRの運用・活用支援(4月～)</li> <li>・各所属からの要請に基づくデジタル化支援(65件(1月末時点))</li> <li>・在宅勤務システム、モバイルワークシステム、WEB会議システムの運用(4月～)</li> <li>・DX推進基盤整備に合わせた運用ルールの検討(4月～)</li> <li>・DX推進基盤調達準備(4月～)、入札公告(7月)、契約締結(9月)</li> <li>・電子申請・届出システム／高機能版テスト運用開始(8月～)、簡易版本運用開始(8月～)、高機能版本運用開始(11月～)</li> <li>・デジタル活用推進員等へのe-ラーニング研修(4月～)</li> <li>・DX推進スペシャリスト養成講座(6月～、23名(1月末時点))</li> <li>・各階層ごとに必要なDXに関するe-ラーニング研修(4月～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスチャットの実証を進めるとともに、その成果を踏まえて、デジタルコミュニケーションのあり方について検討を行い、令和5年度から取り組む「県庁DXステップアップ・チャレンジ」を取りまとめました。</li> <li>・また、総合庁舎等への無線LANの設置を完了し、安定運用に取り組みました。</li> <li>・さらに、庁内のデジタル化を推進するため、WEB会議システムの操作研修を実施するとともに、RPA及びAI-OCRの活用支援、各所属からの要請に基づくデジタル化支援に取り組みました。</li> <li>・今後は、DX推進基盤で整備されるビジネスチャット等のコミュニケーションツールや業務改善ツールを活用し、デジタルコミュニケーションや業務プロセス改革を進めていきます。</li> <li>・在宅勤務システム、WEB会議システムの安定運用に取り組みました。なお、モバイルワークシステムについては、令和5年夏頃から順次一人一台パソコンの外部への持ち出しが可能となるため11月に運用を終了しましたが、モバイルワーク専用端末から在宅勤務システムを使用して引き続きモバイルワークができるようにしています。</li> <li>・テレワークに関する運用ルールについては、関係部局と検討を進めており、一人一台パソコンの外部持ち出しが可能となる令和5年夏頃までに策定する予定です。</li> <li>・引き続き、DX推進基盤などのデジタルツールの整備、運用を通じて、職員の多様で柔軟な働き方を実現していきます。</li> <li>・県庁DXを推進するための情報基盤であるDX推進基盤について、事業者の選定、情報システム環境の構築などを進めました。また、行政手続のデジタル化を推進するため、電子署名等に対応した新たな電子申請・届出システムへの更新を行いました。</li> <li>・令和5年5月のDX推進基盤の運用開始に向けて、環境構築及び職員研修などに取り組むとともに、電子申請・届出システムの利用促進など、行政手続のデジタル化を引き続き進めていきます。</li> <li>・各所属でデジタルツールの活用をサポートするデジタル活用推進員や、新規採用職員から新任所属長までの各階層を対象としたDXに関するe-ラーニング研修に取り組むとともに、DX推進スペシャリスト養成講座を実施しました。</li> <li>・引き続き、研修内容の充実を図り、県庁DXを支えるDX人材の育成を推進していきます。</li> </ul>	<p>デジタル社会 推進局 デジタル改革 推進課</p> <p>デジタル社会 推進局 デジタル改革 推進課</p> <p>デジタル社会 推進局 デジタル改革 推進課</p> <p>デジタル社会 推進局 デジタル改革 推進課</p>

番号	具体的取組	取組事項	年次計画	令和4年度取組実績(見込み)	取組状況と課題、今後の方向性	主担当課
I 仕事の進め方改革の推進(新しい働き方の推進) ~質の高い県民サービスの提供~						
2	未来を切り開くため積極果敢に挑戦する人材育成と能力が発揮できる組織風土づくり	・複雑・多様化した行政課題や県民ニーズに対応できる人材の育成	・「三重県職員人づくり基本方針」をふまえた重点的な取組の実施 ・職責に応じたマネジメント能力の向上、コミュニケーションの充実に向けた研修のプログラム検討・実施(4月～9月)	・「三重県職員人づくり基本方針」をふまえた重点的な取組にかかる研修の実施 ・職責に応じたマネジメント能力の向上、コミュニケーションの充実に向けた研修のプログラム検討・実施 ○知事・副知事・部長級職員等を対象に、リーダーシップやマネジメントのあり方をテーマとした研修(セミナー)を実施(4月～9月) ○新任次長級職員を対象に、部下である管理職への指導・助言をテーマとした研修を実施(4月～7月) ○新任係長、新任班長、新任所属長等の職責に応じたマネジメント能力向上をテーマとした研修を実施(4月～12月)	・「三重県職員人づくり基本方針」をふまえた重点的な取組にかかる研修を実施しました。引き続き、基本方針をふまえた人材の育成に取り組んでいきます。	総務部人事課
		・業務改善に意欲的に挑戦する組織風土づくり	・MIE職員力アワードや職員提案制度等を通じた業務改善の取組推進(通年) ・若手職員を対象とした業務改善にかかる研修の実施(6月)	・MIE職員力アワードの優良事例の水平展開を進めるため、データベースの活用や事例集を作成し、職員ポータルサイトやメールマガジン、研修等の様々な機会を活用して職員に周知(4月～) ・MIE職員力アワード、職員提案制度の改善案の反映(随時) ・若手職員(採用2年目)を対象とした業務改善にかかる研修の実施(6月) ・職員提案制度の運用(4月～)	・MIE職員力アワードで出された優良事例について、様々な機会を通じて、水平展開を図りました。また、若手職員等を対象とした業務改善にかかる研修等を実施しました。 ・業務改善の取組は、幅広い年齢層や様々な職種の職員が積極的に取り組むことが重要であることから、業務改善に必要な知識や意識の醸成を図るために研修を実施するとともに、業務の削減・見直しに積極的に取り組みます。引き続き、MIE職員力アワードの開催等を通じて、業務改善に意欲的に挑戦する組織風土づくりを進めます。	総務部行財政改革推進課
		・多様な職員が能力を発揮できる職場づくり	・在宅勤務及び早出遅出勤務の取組(試行)と検証(4月～3月) ・障がいのある職員等を交えての柔軟かつ弾力的な勤務形態の検討・実施(4月～3月)	・在宅勤務システムの運用(4月～)  ・在宅勤務及び早出遅出勤務の取組(4月～) ・三重県職員障がい者活躍推進チームを設置し、検討会議を開催(8月、2月) ・妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための取組(育児休業条例の改正等)(4月～)	・在宅勤務システムの安定運用に取り組みました。引き続き、職員が多様で柔軟な働き方を実現できるシステム環境の整備、運用を図っていきます。  ・4月から多様な働き方を目的とした制度に変更した在宅勤務制度と早出遅出勤務制度について、労使で検証を行いながら円滑に運用できるよう取り組みました。 ・三重県職員障がい者活躍推進チームとして、各所属で保有する車いす等の支援機器の一覧表を作成し、他所属も利用可能としました。 ・9月に育休条例を改正するなど妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に取り組みました。 ・引き続き、多様な職員が能力を発揮できる職場づくりに取り組みます。	デジタル社会推進局 デジタル改革推進課

番号	具体的取組	取組事項	年次計画	令和4年度取組実績(見込み)	取組状況と課題、今後の方向性	主担当課
	II コンプライアンスの推進 ~県民の信頼をより高めるために~					
3	コンプライアンス意識の向上	・コンプライアンス推進体制の確立	・コンプライアンス推進会議の定期開催(年3回) ・組織マネジメントシートによる進捗管理(通年)	・各部局等の総務担当課長や各地域防災総合事務所長等を構成員とする「コンプライアンス推進会議」を開催し、事例の共有・検証や再発防止に向けた意見交換を実施(5月、1月) ・コンプライアンスの徹底を図る具体的な取組を組織マネジメントシートに記載し、進捗を管理(通年)	・コンプライアンス推進会議を開催し、事例の検証や再発防止に向けた意見交換を行いました。 ・依然として、不適切な事務処理などの事案が見られることが、今後も引き続きコンプライアンス推進会議の開催や各所属でのミーティングの実施など、再発防止に向けた取組を進めます。	総務部行財政改革推進課
		・コンプライアンスを「自分事」と捉える職員一人ひとりの意識向上	・コンプライアンスマーティングの実施(年3回) ・メールマガジンによるメッセージの発信(月1回)	・職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させるとともに、所属におけるコミュニケーションの活性化と担当者の孤立感の解消を図るため、各所属で個別面談方式(4月～5月、8月～9月)や班単位等(1月～3月)によるコンプライアンスマーティングを実施 ・知事、副知事、危機管理統括監をはじめ、各部長等からコンプライアンス等にかかるメッセージを、メールマガジンにて発信(原則月1回)	・コンプライアンスマーティングを通じて、職場内のコミュニケーションを活性化し、対話を通じ組織的に業務を進める風通しの良い職場づくりを進めました。 ・引き続き、所属におけるコンプライアンスマーティングの開催やメールマガジンによるメッセージの発信など、コンプライアンスを「自分事」ととらえる意識の向上に向けた取組を進めます。	総務部行財政改革推進課
4	組織として的確に業務を進める仕組みの徹底	・内部統制制度の着実な運用	・職員との対話を通じた制度の着実な運用(年3回) ・リスクマネジメントシートによる進捗管理(通年)	・内部統制制度の運用(通年) ・令和3年度内部統制の運用状況の自己評価を踏まえ、基礎評価及び独立的評価を実施(4月～5月) ・令和3年度評価報告書の作成(7月)、公表(10月) ・各所属において、令和4年度リスクマネジメントシートの確定(4月～6月) ・令和4年度内部統制の整備状況について段階的な評価を実施(9月～11月) ・運用方法の見直し検討を行うためのワーキンググループの設置・検討(1月)	・令和3年度の評価を実施し、評価報告書をとりまとめ、県議会へ報告しました。 ・また、各所属において、令和4年度のリスクマネジメントシートを確定するとともに、段階的な評価を実施しました。 ・さらに、内部統制制度をより適切に運用するため、庁内ワーキンググループにおいて、運用方法の見直しを検討しました。 ・内部統制制度をより適切に運用するとともに、より実効性のある制度となるよう、継続的にプラスアップを行っていきます。	総務部行財政改革推進課
		・業務に関する専門知識の向上	・職責ごとに職員が職務にかかる「能力」などを習得できるよう、プラスアップ研修、e-ラーニング研修の検討・実施(4月～2月) ・新任班長における業務に関する専門知識の向上研修のプログラム検討・実施(4月～9月)	・プラスアップ研修では、業務マネジメント研修等11研修を実施(4月～11月) ・e-ラーニング研修では、15講座開設(4月～2月) ・新任班長における業務に関する専門知識の向上研修のプログラムを検討・実施(4月～9月)	・職責ごとに職員が職務にかかる「能力」などを習得できるよう、プラスアップ研修、e-ラーニング研修を実施するとともに、新任班長に対し、班長としての職責の理解促進や、組織運営能力の向上等を目的とした研修を実施しました。 ・引き続き、業務に関する専門知識の向上に資する研修を行っていきます。	総務部人事課
		・的確に業務を進めるための仕組みの確実な運用	・三重県公文書等管理条例の確実な運用(通年) ・職員向け研修の実施(4月～) ・令和4年度廃棄予定簿冊に係る審査会の開催	・三重県公文書等管理条例の確実な運用(通年) ・職員向け研修の実施(4月、5月～6月、9月) ・令和2年度における公文書の管理状況の公表(6月) ・令和4年度廃棄予定簿冊に係る審査会の開催(12月、2月) ・令和3年度における公文書の管理状況の公表(3月)	・三重県公文書等管理条例に基づき、公文書の適正な管理を行いました。 ・引き続き、三重県公文書等管理条例の運用を通して、公文書の適正管理の徹底に取り組みます。	総務部法務・文書課
			・令和2年度に実施した「組織運営の見直し」の運用(令和4年度の組織改正等をふまえ、本庁の班に「係長」を、地域機関の課に「課長代理」を設置)(4月～)	・令和2年度に実施した「組織運営の見直し」の運用(令和4年度の組織改正等をふまえ、本庁の班に「係長」を、地域機関の課に「課長代理」を設置)(4月～)	・令和4年度の組織改正等をふまえ、本庁の班に「係長」を、地域機関の課に「課長代理」を設置しました。 ・不適切な事務処理の防止、コミュニケーションの活発化、業務の見直しや効率化による組織力の向上、人材育成などの視点から、めざす効果が得られるよう、引き続き、的確に運用します。	総務部総務課

番号	具体的な取組	取組事項 Ⅲ 持続可能な行財政基盤の確立 ~持続可能な行財政運営~	年次計画	令和4年度取組実績(見込み)	取組状況と課題、今後の方向性	主担当課
5	新たな課題等に対応できる組織体制の整備	・諸課題に、迅速かつ的確に対応できる効果的・効率的な組織体制の整備	・組織機構に関する課題の検証、見直しの方向性の検討(4月～9月) ・令和5年度組織機構及び職員定数調整方針の策定(10月) ・(必要に応じて)関係条例案議会提出(11月または2月) ・組織改正の実施(令和5年4月)	・組織機構に関する課題検証、見直しの方向性の検討(4月～10月) ・令和5年度組織機構及び職員定数調整方針の策定(10月) ・令和5年度本庁組織の見直し案について公表(11月) ・令和5年度組織改正の発表(2月) ・令和5年度組織改正の実施(令和5年4月)	・令和5年度に向け、部局の編成を含めた本庁組織の見直しを検討しました。引き続き、県政を取り巻く新たな課題や、複雑かつ多様化する行政課題に対し、迅速かつ的確に対応するため、検証を不断に行い、より一層効果的・効率的な組織体制の整備を図ります。	総務部総務課
6	県財政の基盤強化	・経常的な支出の抑制	・社会保障関係経費の伸びの抑制(通年) ・総人件費の抑制(通年) ・庁舎管理経費等の抑制(通年) ・公債費負担の平準化(通年)	・総人件費の抑制  ・新規発行の県債については、可能な限り長い償還期間とすることで公債費負担を平準化	・職員数の抑制に努めながらも、業務の選択と集中を積極的に進めることで多様な行政ニーズに的確に対応できるよう、令和5年度の職員定数を調整しました。引き続き、総人件費の抑制の視点をふまえつつ、適切な職員数について検討を進めます。	総務部総務課
			・ネーミングライツやクラウドファンディングの積極的な活用(通年) ・国の支出金等の積極的な活用(通年)	・ネーミングライツの活用(4月～) 大型児童館：1施設、スポーツ施設：3施設、森林公園：2施設、歩道橋：14施設、都市公園：2施設 ・クラウドファンディング事業の実施(4月～) 2事業 ・外部資金助成制度の情報を提供(4月～)	・持続可能な財政運営の確保に向けて、県民の安全・安心の確保など喫緊の課題に的確に対応しつつも、経常的な支出の抑制や多様な財源の確保などに努め、過度に県債に依存することのないよう、適正な予算編成に取り組みます。	総務部財政課
		・多様な歳入確保策の推進	・県税収入の確保 市町及び三重地方税管理回収機構と連携した滞納整理の促進支援 個人住民税における特別徴収義務者の指定のさらなる徹底(通年)	・県税収入の確保 【市町及び三重地方税管理回収機構と連携した滞納整理の促進支援】 各地域税収確保対策会議で説明、共有(5月) 市町支援窓口の運営(通年) 情報交換会等の開催など(随時) 機構の活動状況の報告(通年) 機構との情報交換会(7月、10月、1月) 三重県地方税収確保対策連絡会議の開催(2月)  【個人住民税における特別徴収義務者の指定のさらなる徹底】 個人住民税に関する課題検討会の開催(8月)	・県税収入の確保 令和2年度に設置した市町支援窓口については、市町への滞納整理にかかる技術的助言、研修会・情報交換会の開催、市町と連携した差押強化月間の広報や共同滞納整理など、地域の実情に応じた取組を進めました。今後も、市町支援窓口の取組を通じて、市町との連携をより深め、納税秩序の維持向上を図ります。 また、今年度から三重地方税管理回収機構への県職員の派遣を増員し、個人県民税対策の強化を図りました。今後も、機構、市町と連携し、滞納整理の促進支援に取り組みます。	総務部税収確保課
			・財産の有効活用、未利用財産の売却等の促進 一般競争入札のほかインターネットオークションや買受申込の先着順による売扱を実施(通年) 自動販売機設置場所の貸付(通年) 広告付き案内地図の設置、ポスター広告の掲出(通年) 公用車やエレベーターへの広告掲載(通年) 第三次みえ公有財産利活用方針に基づく未利用等財産の利活用の促進(通年)	・財産の有効活用、未利用財産の売却等の促進 未利用財産(土地・建物)の売却(通年) 73,090千円(10物件) 自動販売機設置場所の貸付(4月～) 96,472千円(204台) 広告付き案内地図の設置(4月～) 2,508千円(2か所) 公用車等への広告掲載(通年) 2,225千円(66台) エレベーターへの広告掲載(4月～) 345千円(4機)	・「第三次みえ県有財産利活用方針」に基づく令和4年度個別財産の利活用計画を作成するとともに、売却対象財産を県ホームページへ掲載して情報を提供しました。 ・一般競争入札や買受申込の先着順による売扱を実施し、未利用財産(土地・建物)の売却を進めました。 ・自動販売機設置場所の貸付や広告付き案内地図の設置等を行い、財産の有効活用による多様な歳入確保に取り組みました。 ・引き続き、「第三次みえ県有財産利活用方針」に基づき、未利用の県有財産の有効活用及び売却に取り組むとともに、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、長期的な視点に立って、県有財産の保有及び利活用の状況が最適なものとなるよう取り組みます。	総務部管財課

## 2 今後の知事公舎にかかる対応方針について

県では、昭和 53 年（1978 年）に建築され、老朽化が進むとともに、その維持管理に多額の費用を要している現知事公舎について、令和 4 年 10 月に「知事公舎のあり方等に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）を設置し、知事公舎の場所、公邸部分などの機能、セキュリティ対策等、さまざまな観点から専門的な意見をいただき、そのあり方について検討を進めてきました。

その結果、以下のとおり知事公舎を確保することとします。

### 1 有識者会議での主な意見

- ・リフォームや新築は、県の財政状況が厳しい中、県民の理解が得られないのではないか。コスト面から民間マンションは有力な選択肢。
- ・現知事公舎をうまくリフォームすればいいのではないか。
- ・使用されていない公邸部分や庭木に経費がかかることはもったいない。
- ・現知事公舎は防災上極めてよい場所にあり、継続利用しても問題ない。
- ・南海トラフ地震等に備え、現知事公舎に住まない場合も、最低限のコストをかけて維持していくことは必要ではないか。
- ・知事には、危機発生時にすぐに指揮が取れるような安全な場所に住んでいただくことが大切。
- ・知事が仕事に専念できるような居住空間の確保が必要。
- ・駐車場、敷地内、居宅といったなるべく多くのポイントでセキュリティがかかると安全性は高まる。
- ・「県民負担の軽減」といった観点から、現知事公舎の敷地は売却する方がいいのではないか。
- ・現知事公舎の敷地は貴重であるため、他の利用方法が考えられるのではないか。

### 2 今後の対応

#### （1）知事公舎の確保にあたっての観点

有識者会議での意見をふまえ、次の 5 つの観点から総合的に検討し、知事公舎を確保します。

- ① 県民負担の増大を招かないこと
- ② 災害時に知事の役割を果たせるよう防災上安全な場所であること
- ③ 危機発生時に知事が迅速に本庁舎へ登庁できること
- ④ 知事が仕事に専念できる環境であること
- ⑤ セキュリティが複合的に確保されていること

## (2) 知事公舎のあり方の4事例についての検討結果

有識者会議で議論された知事公舎のあり方の4事例（「現知事公舎を活用（改修）」、「現敷地内に新築」、「既存の職員公舎を活用」、「民間施設を賃借」）について、上記（1）の5つの観点から検討した結果は次のとおりです。

### ① 現知事公舎を活用（改修）

【143,000千円（「初期経費」及び「以後20年間の必要経費」）】

外壁の断熱化等、知事が仕事に専念できる住環境に改善するための大規模改修が必要となり、県民負担の増大を招くことに加え、民間施設を賃借する場合と比べ、初期経費及び以後20年間の必要経費の総額が多くなるため採用しない。

### ② 現敷地内に新築

【179,000千円（「初期経費」及び「以後20年間の必要経費」）】

現知事公舎敷地内に新築は、多額の費用を要し、県民負担の増大を招くため、採用しない。

### ③ 既存の職員公舎を活用

【85,000千円（「初期経費」及び「以後20年間の必要経費」）】

セキュリティが複合的に確保されていないため採用しない。

### ④ 民間施設を賃借

【117,000千円（「初期経費」及び「以後20年間の必要経費」）】

「県民負担の増大を招かないこと」の観点からは、「既存の職員公舎を活用」には選択肢として劣るもの、民間マンションには、「セキュリティが複合的に確保されている」物件もあることから、民間マンションを借り上げることが今後の知事公舎のあり方として最も妥当であると考える。今後、上記（1）の5つの観点を満たす物件を選定していく。

## (3) 現知事公舎の利用

現知事公舎については当面保有し、「公共施設等総合管理推進会議」において売却も否定せずに利用方法を検討するとともに、維持管理経費の中でも大きな割合を占めている庭木の伐採等を早期に実施し、維持管理費削減を図っていきます。

- ① 維持管理費削減策（庭木の伐採等）の実施（令和5年4月以降）
- ② 現知事公舎の利用方法の検討（令和5年度中）

### 3 自動車税種別割への地方税共通納税システムの導入について

#### 1 地方税共通納税システムにかかる対象税目の拡大

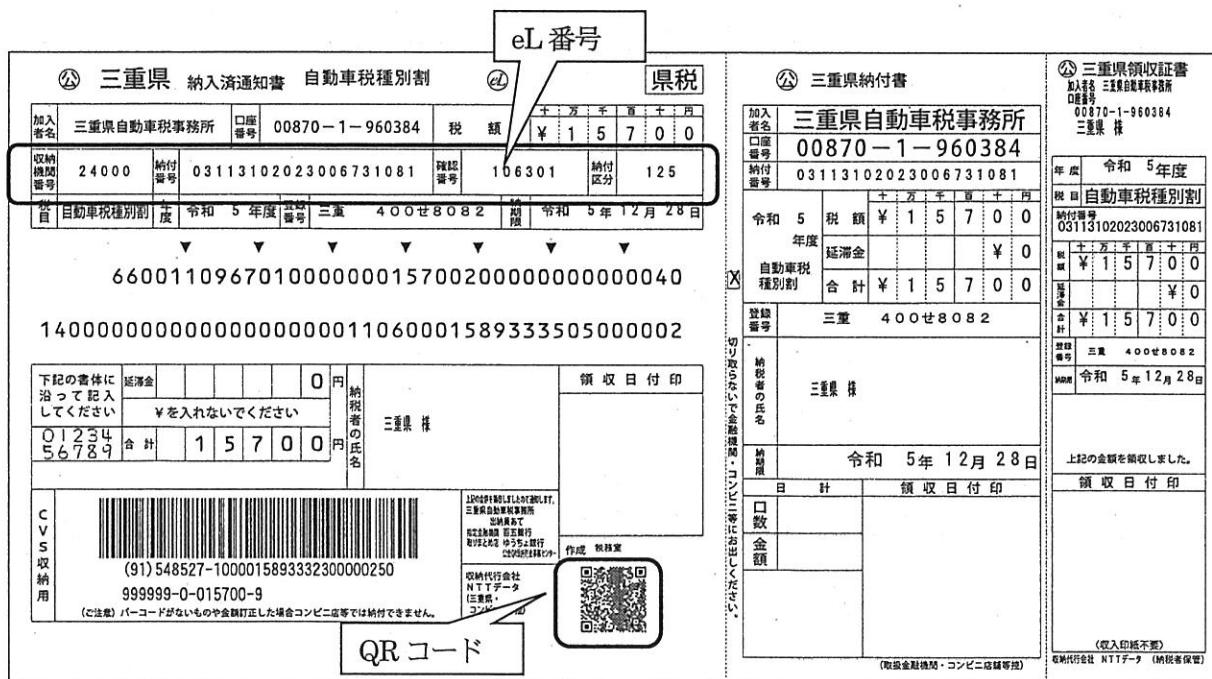
地方税共通納税システムとは、地方税共同機構が運営するeLTAX※1の機能の一つで、すべての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンやスマートフォンから電子納税できる仕組みです。

県税では令和元年10月に法人県民税及び法人事業税に導入されたあと、令和3年10月に個人県民税の配当割・譲渡所得割、県民税利子割に導入され、令和5年4月から自動車税種別割にも導入されます。

※1 eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用して地方税の電子申告・電子納税を行うことができるシステム

#### 2 地方税共通納税システムによる納付方法等

納付書に印刷されたQRコードを読み取る、または地方税お支払サイトでeLTAX番号を入力することにより税額が表示され、選択した方法で支払うことができます。



##### (1) スマートフォン決済アプリ

スマートフォン決済アプリでQRコードを読み取り、納付することができます。地方税共同機構の公募により事業者は公表されていますが、利用可能な具体的なアプリについては、今後公表され、随時更新される予定です。

なお、既存のコンビニバーコードを利用したスマートフォン決済アプリも引き続き利用可能です。

## (2) 地方税お支払サイト

お支払サイトでスマートフォン、パソコン等の内蔵カメラやQRコードリーダーでQRコードを読み取る、またはe L番号を入力することで、以下の納付方法を選択できます。

### ア クレジットカード

利用できるクレジットカードのブランドは、Visa, MasterCard, JCB, American Express, Diners Clubです。

地方税共通納税システムでクレジット納付に対応することから、従来の三重県自動車税お支払サイトを利用したクレジット納付は取りやめます。

#### <従来のクレジットカード納付との比較>

	従 来	地方税共通納税システム
対 象	5月の定期課税分	窓口発行等、すべての納付書
利用可能時期	納期内	期限なし
本人負担手数料	1台あたり 330 円 (税込)	段階的 (下表)

#### <地方税お支払サイトでのクレジットカード納付の本人負担手数料>

納 付 額	手数料額 (税抜)	手数料額 (税込)
1円 ~ 10,000 円	37 円	40 円
10,001 円 ~ 20,000 円	112 円	123 円
20,001 円 ~ 30,000 円	187 円	205 円
30,001 円 ~ 40,000 円	262 円	288 円
40,001 円 ~ 50,000 円	337 円	370 円
50,001 円 ~ 60,000 円	412 円	453 円
以降 10,000 円単位で税抜 75 円 (税込 82、83 円) ずつ追加		

### イ インターネットバンキング

地方税お支払サイトから金融機関を選択するとその金融機関のインターネットバンキングのシステムに遷移し、共通納税システムのQRコードやe L番号の情報を引き継いで納付手続きを行えます。県の指定金融機関や収納代理金融機関に限らず、全国のほとんどの金融機関のインターネットバンキングが利用できます。

### ウ ダイレクト方式

利用には事前にe L T A Xの利用者IDの取得と口座情報の登録が必要ですが、口座から引き落として納付することができます。

## (3) 金融機関窓口での納付

金融機関窓口での納付については、支払後の処理でQRコードを利用して収納データを作成し、地方税共通納税システムを通して各自治体へデータ送信する方針が示されています。これにより、指定金融機関や収納代理金融機関に限らず、全国の金融機関で納

付できるようになります。対象の金融機関はe L T A Xのホームページで確認可能ですが、一部の金融機関は令和5年4月の開始には間に合わない情勢です。

### 3 延滞金について

地方税共通納税システムでは、納付書に記載の額を納税してもらい、延滞金を支払う必要がある場合は別途延滞金のみの納付書を発送します。延滞金の納付書についても地方税共通納税システムを利用できます。

### 4 車検用の納税証明書について

納税通知書には車検用の納税証明書の欄があり、領収印の押印後に使用できるようにしていますが、6月末等の延滞金が発生しない期間の押印日に限る旨の注書きを設けます。

### 5 自動車税種別割の納付方法

納付方法	現 行	令和5年4月から
スマートフォン決済 アプリ	○ バーコードを利用 (PayPay、Pay B、モバイルレジ)	○ 現行に加え、QRコードを利用 (アプリも増える見込み)
クレジットカード	○ 県独自のお支払サイト	○ 共同機構のお支払サイト (県独自は廃止)
インターネットバン キング	○ ペイジーを利用し、指定金融機 関、収納代理金融機関	○ 現行に加え、共同機構のお支払サ イトから全国の金融機関
ダイレクト方式	—	○ 共同機構のお支払サイトから登 録してある金融機関
ペイジー (ATM)	○	○
コンビニエンススト ア、MMK設置店	○	○
金融機関窓口	○ 指定金融機関、収納代理金融機 関	○ 現行に加え、QRコードを利用す る全国の金融機関
県税事務所窓口	○	○
口座振替	○	○

#### 4 審議会等の審議状況について

(令和4年11月21日～令和5年2月14日)

##### (1) 三重県行政不服審査会

1 審議会等の名称	三重県行政不服審査会
2 開催年月日	令和4年11月22日、12月6日、 令和5年2月7日
3 委員	会長 中西 正洋 委員 岩崎 恭彦 ほか4名
4 質問事項	・生活保護停止決定処分に係る審査請求 2件 ・生活保護申請却下処分に係る審査請求 1件 ・生活保護変更申請却下処分に係る審査請求 1件 ・生活保護廃止決定処分に係る審査請求 1件 ・養育里親等の登録抹消処分に係る審査請求 2件 ・児童手当の額改定処分に係る審査請求 1件 ・特別障害者手当認定請求却下処分に係る審査請求 1件
5 調査審議結果	審査請求9事件について調査審議を行い、7件の答申の決定がありました。
6 備考	

(2) 三重県公文書等管理審査会

1 審議会等の名称	三重県公文書等管理審査会
2 開催年月日	令和4年12月23日
3 委員	委員長 原田 大樹 委員 岩崎 奈緒子 ほか3名
4 質問事項等	・令和4年度の廃棄予定の公文書ファイル等について等
5 調査審議結果	質問事項等について調査審議を行いました。
6 備考	